

小学校における月経痛に係る鎮痛薬適正使用教育に関する研究

松本 禎明^{*1}・吉田 優希^{*2}・藤原 道弘^{*3}

^{*1}九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

^{*2}三輪小学校 福岡県朝倉郡筑前町新町400 (〒838-0816)

^{*3}福岡大学 福岡市城南区七隈八丁目19-1 (〒814-0810)

(2020年6月5日受付、2020年7月13日受理)

要 旨

月経痛によって学校生活に支障をきたしている児童生徒は少なくない。学校現場では身体的成長発達が著しく現れる小・中学年の時期に初経を迎えることが大半であり、月経に伴う身体的症状により学校生活に支障をきたしている例もある。小学校における月経に関する指導の大半は初経教育であり、月経痛に対する具体的なセルフケアの教育が十分でないことも考えられる。また、セルフケアとして鎮痛薬を使用する児童も少なくない。しかし、文部科学省における学習指導要領によると、現在の医薬品に関する教育は中学校保健体育科保健分野及び高等学校保健体育科科目「保健」において指導することとなっており、小学校における医薬品に関する教育については統一した指導方針は設けられていない。そこで本研究では、児童の月経痛に対する鎮痛薬の使用に焦点を置き、小学校に勤務する教諭を対象に意識調査を行い、小学校における鎮痛薬の適正使用教育の改善・充実について検討することにした。

その結果、月経についての教育講座を女子児童高学年を対象に改めて特化して行う必要性を感じている教諭は、8割と高い割合を示した。これは、初経教育だけに留まらず、月経に関する継続的な教育の必要性を多くの教諭が感じていることが考えられる。また、児童を対象とした鎮痛薬に関する特別講座について開催の必要性を感じている教諭は4割程度であったが、児童への適切な助言の観点から鎮痛薬の適正使用に関する教諭の学習意欲は約6割に達していた。

以上のことから、小学校における月経痛と鎮痛薬の適正使用教育は、成長発達に合わせ、できるだけ早い段階での導入が効果的であると考えられる。そのために、専門性から養護教諭がリーダーシップを発揮し、地域の専門家、近隣の中学校とも連携して継続的な教育を行うと共に、子どもが強く信頼を寄せる保護者への情報提供、教諭の知識や経験が児童への相談活動に効果的に生かされるよう学校での取り組みやすい組織的研修の工夫が求められる。

1. 緒言

小学校における月経教育は小学校3～4年生で科目・学級活動の中で扱われ、その後、中学校から高等学校へと関連付けて指導することとされている¹⁾。初経は10～15歳に開始する者が多く²⁻⁴⁾、月経痛を感じるものが増加する年代が中高生にあたることから、授業に集中できない、保健室での休養が必要となるなど、月経痛は学業に影響を及ぼす場合がある⁵⁾。しかし、小学校における月経に関する指導は、初経を前にした月経に関する指導やナプキンの使い方が多く⁵⁾、小学校以降の教育の中では、月経痛の具体的な対処法や自己管理についてまとまりのある学習をする機会は少ないことから、月経痛に対するセルフケア教育が十分でないことが考えられる⁶⁾。横田らの報告によると中高生の約半数が月経痛を我慢したり、鎮痛薬使用に対して抵抗感や依存性、副作用の心配をしながらの使用が見られると指摘している⁷⁾。このことは、中学生に対する医薬品の適正使用教育が学習指導要領の中で事実上義務化されているものの、その内容は使用機会の多い鎮痛薬に特化された部分があるとは言い難く、曖昧な教育定義となっていることが背景にあると考えられる。また、鎮痛薬は使い方によっては消化器系を刺激し、胃痛や吐き気をもたらしたり、過度の繰り返し使用や多用途による重複使用により健康被害や依存症になっているケースも報告されている。近年では、月経開始時期が平均的な時期よりも早期に起こる児童の例も多くなってきたという現場の声から、月経痛に関する教育は中高生や小学校高学年のみならず、それより下の学年からの指導も必要であると考えられている。

このことから、世の中で多様な痛みで使用される機会の多い鎮痛薬については、特に女子児童・生徒の月

経痛への対症療法としての応用が多いことを鑑み、鎮痛薬に対する適正使用教育を実施する必要があると考えられる。

そこで今回、小学校1校の教諭を対象に児童の月経痛と鎮痛薬の使用に関する意識調査を行うことにより、今後の小学校における月経痛と鎮痛薬の適正使用教育の改善充実について検討することにした。

II. 書面調査方法

1. 調査目的

世間一般にも児童生徒にも身近な存在である鎮痛薬に焦点を当て、月経痛と鎮痛薬の使用に関する教諭の教育への取り組み姿勢や意識調査を行い、小学校における鎮痛薬の適正使用教育の在り方を検討することを目的とする。

2. 調査対象

西日本地区政令指定都市にある標準的規模の公立A小学校を1校選択し、全教諭(25人)を対象に令和元年6月に書面と面接調査を行った。面接調査は、書面調査結果を元に養護教諭1人に行った。

3. 倫理的配慮

書面調査の回答は任意無記名とし、得られた回答結果は統計的に処理し、面接調査を含め学校や個人が特定されないよう配慮を行った。

4. 調査内容

書面調査内容は表1に示した。

表1. 教諭への書面調査質問内容

(質問1) 性別をお尋ねします。 ①男 ②女
(質問2) ご年齢の年代をお尋ねします。①20代 ②30代 ③40代 ④50代以上
(質問3) 教諭としての通算職務(講師等臨時的任用期間、教育行政機関での職務も含む)経験年数をお尋ねします。 ①10年未満 ②10年以上20年未満 ③20年以上30年未満 ④30年以上
(質問4) 女子児童の中学年から高学年を見た場合、身体的成長発達又は変化を大きく感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問5) 文部科学省における学習指導要領では、小学校第4学年女子を対象に月経教育を行うこととされていますが、月経教育の開始時期として早いと感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問6) 月経の開始時期、月経についての教育講座を女子児童高学年を対象に改めて特化して行う必要があると感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問7) 文部科学省における学習指導要領の中学校第3学年を対象にした医薬品の有効利用に関する授業では「医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。」「医薬品には利用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。」とされています。この指導内容について、改善充実させる必要性を感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問8) 月経痛の症状を緩和する場合のセルフケア(自己判断による自己手当)として、鎮痛薬を使用することを積極的に推奨したいと思いませんか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問9) 児童から鎮痛薬の主作用に関する質問を受けた場合、回答に自信がありますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問10) 児童から鎮痛薬の副作用(特に有害作用)に関する質問を受けた場合、回答に自信がありますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問11) 児童を対象とした月経痛と鎮痛薬を関連付けた特別講座開催の必要性を感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問12) 月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について、指導は誰が担うべきであると思いませんか(複数選択可)。 ①管理職 ②学級担任 ③保健体育の教科担当教諭 ④養護教諭 ⑤その他(校外者を含む)
(質問13) 月経痛と鎮痛薬の適正使用に関する教育について、中学校との連携が必要であると感じますか。 ①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない
(質問14) 月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について、男子児童を対象とした教育の実施が必要であると感じますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(質問15) 月経痛と鎮痛薬の適正使用教育に関しては、月経痛にこだわることなく頭痛、歯痛、かぜ罹患時の痛み等に使用する鎮痛薬全般（複数鎮痛薬併用を含む）について一体的に取り扱った方が良いと思いますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(質問16) 鎮痛薬は、月経痛での使用に限らず、多様な痛みに使用され非常に身近な存在であるため、児童への適切な助言の観点から、その作用について個人的に詳しく学んでみたいと思いますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(質問17) 鎮痛薬は、月経痛での使用に限らず、多様な痛みに使用され非常に身近な存在であるため、児童への適切な助言の観点から、その作用について組織的に義務として学ぶようにする方が良いと思いますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(質問18) 医薬品全般に関して、選択の仕方、作用及び使用方法については、興味関心は高い方であると思いますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④全くそう思わない

(質問19) 女子児童への月経痛への対応で苦慮されたこと又はお悩みがあれば自由に記述ください。

Ⅲ. 調査結果

書面調査の結果は、次の通りである。回収率は、88.0%（25人中22人）であった（なお、回答割合の数値は端数処理の関係で各回答割合の合計が100.0%にならないことがある）。

(質問1) 性別をお尋ねします。

その割合は、①男（5人、22.7%）、②女（17人、77.3%）という結果であった。

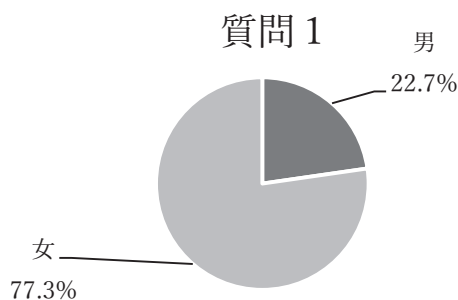


図1.性別について（n=22）

(質問2) ご年齢の年代をお尋ねします。

その割合は、①20代（5人、22.7%）、②30代（5人、22.7%）、③40代（5人、22.7%）、④50代以上（7人、31.8%）という結果であった。

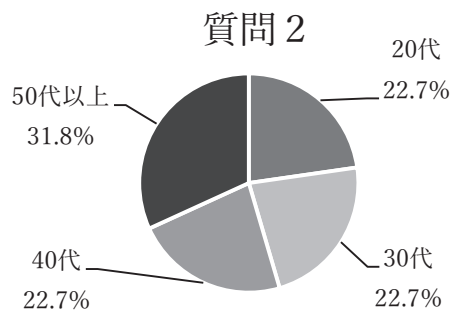


図2.年齢について（n=22）

(質問3) 教諭としての通算職務経験年数（講師等臨時採用も含む）をお尋ねします。

その割合は、①10年未満（8人、33.3%）、②10年以上20年未満（5人、23.8%）、③20年以上30年未満（3人、14.3%）④30年以上（6人、28.6%）という結果であった。

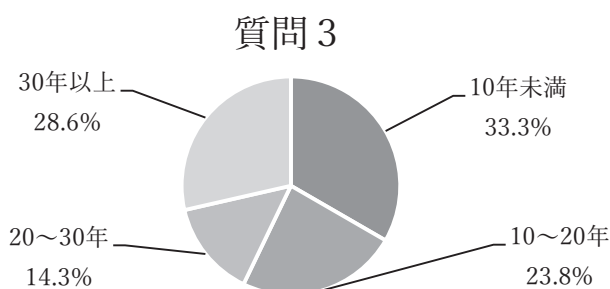


図 3.通算職務経験年数（講師等臨時採用も含む）について（n = 22）

（質問 4）女子児童の中学年から高学年を見た場合、身体的成長発達又は変化を大きく感じますか。

その割合は、①強くそう思う（9人、40.9%）、②まあまあそう思う（13人、59.1%）、③あまりそう思わない（0人、0.0%）、④全くそう思わない（0人、0.0%）という結果であった。

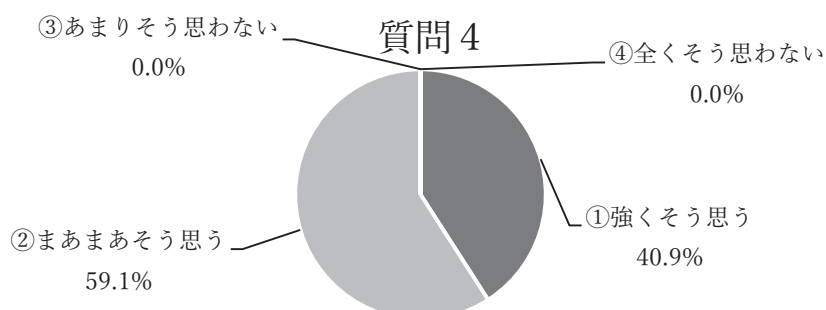


図 4.女子児童の身体的成長発達の変化について（n = 22）

（質問 5）文部科学省における学習指導要領では、小学校第 4 学年女子を対象に月経教育を行うこととされていますが、月経教育の開始時期として早いと感じますか。

その割合は、①強くそう思う（0人、0%）、②まあまあそう思う（3人、13.6%）、③あまりそう思わない（5人、22.7%）、④全くそう思わない（14人、63.6%）という結果であった。

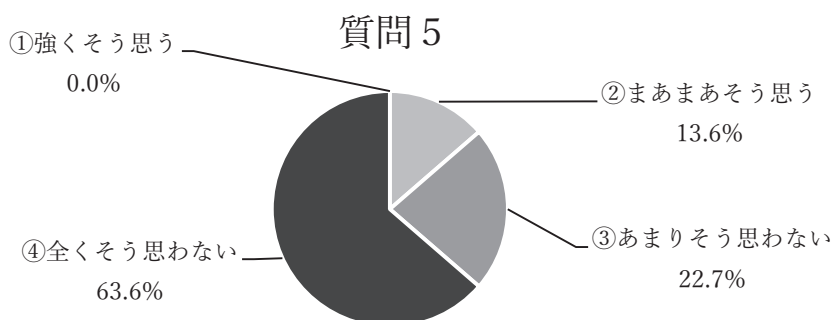


図 5.月経教育の開始時期について（n = 22）

（質問 6）月経の開始時期、月経についての教育講座を女子児童高学年を対象に改めて特化して行う必要性があると感じますか。

その割合は、①強くそう思う（7人、31.8%）、②まあまあそう思う（12人、54.5%）、③あまりそう思わない（3人、13.6%）、④全くそう思わない（0人、0.0%）という結果であった。

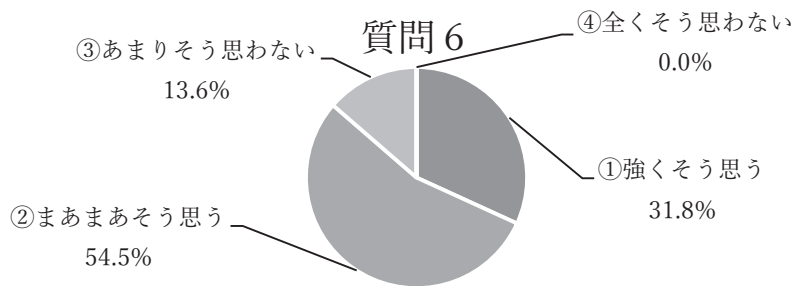


図6.月経についての教育講座について (n=22)

(質問7) 文部科学省における学習指導要領の中学校第3学年を対象にした医薬品の有効利用に関する授業では「医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。」「医薬品には使用回数、使用時間、使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。」とされています。この指導内容について、改善充実させる必要性を感じますか。

その割合は、①強く思う (2人、9.1%)、②まあまあ思う (10人、45.5%)、③あまりそう思わない (8人、36.4%)、④全くそう思わない (1人、4.5%)、⑤無回答 (1人、4.5%) であった。

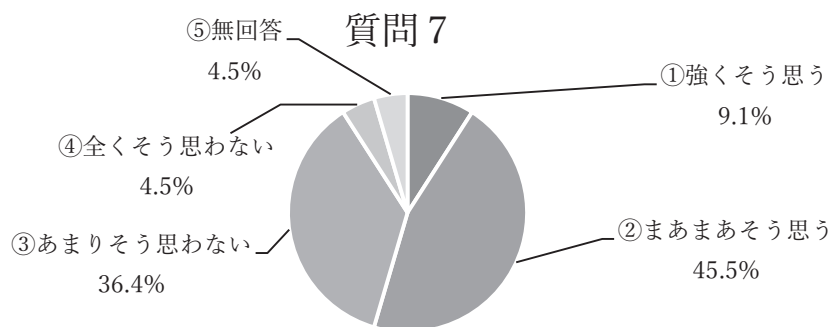


図7.医薬品の有効利用に関する教育の改善充実について (n=22)

(質問8) 月経痛の症状を緩和する場合のセルフケア (自己判断による自己手当て) として、鎮痛薬を使用することを積極的に推奨したいと思いますか。

その割合は、①強く思う (3人、13.6%)、②まあまあ思う (7人、31.8%)、③あまりそう思わない (10人、45.5%)、④全くそう思わない (2人、9.1%) という結果であった。

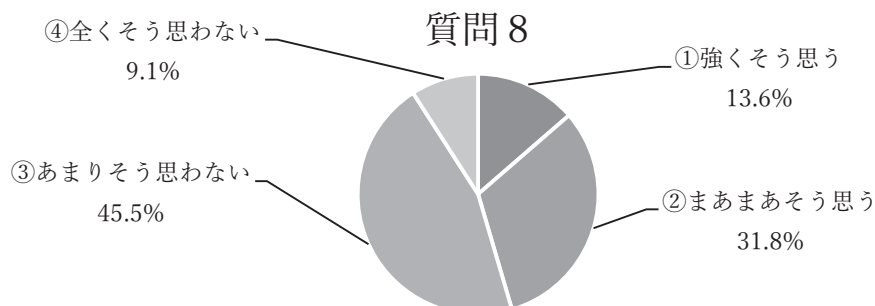


図8.セルフケアとして鎮痛薬の使用を推奨することについて (n=22)

(質問9) 児童から鎮痛薬の主作用に関する質問を受けた場合、回答に自信がありますか。

その割合は、①強く思う (0人、0.0%)、②まあまあ思う (8人、36.4%)、③あまりそう思わない (8人、36.4%)、④全くそう思わない (5人、22.7%)、⑤無回答 (1人、4.5%) という結果であった。

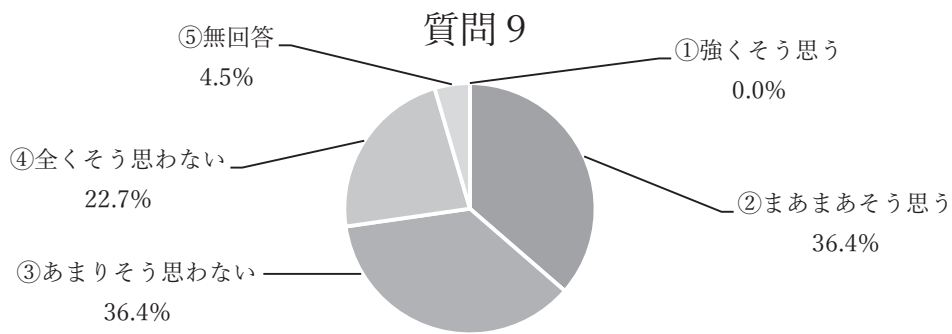


図9.鎮痛薬の主作用に関する質問に対する回答の自信について (n = 22)

(質問10) 児童から鎮痛薬の副作用(特に有害作用)に関する質問を受けた場合、回答に自信がありますか。

その割合は、①強くそう思う(0人、0.0%)、②まあまあそう思う(6人、27.3%)、③あまりそう思わない(9人、40.9%)、④全くそう思わない(6人、27.3%)、⑤無回答(1人、4.5%)という結果であった。

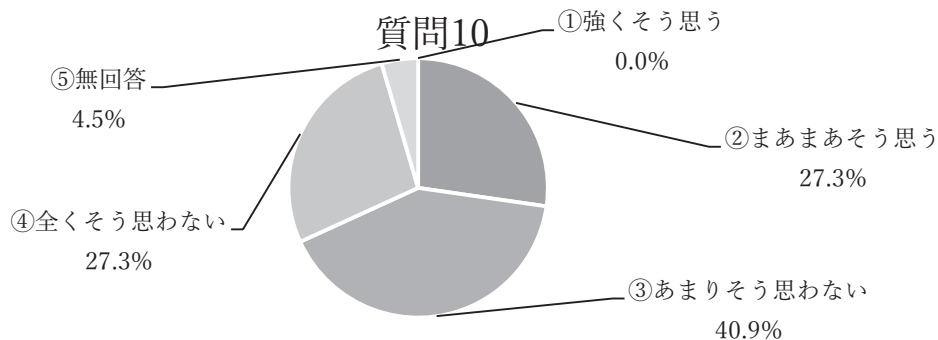


図10.鎮痛薬の副作用に関する質問の回答の自信について (n = 22)

(質問11) 児童を対象とした月経痛と鎮痛薬を関連付けた特別講座の開催の必要性を感じますか。

その割合は、①強くそう思う(3人、13.6%)、②まあまあそう思う(7人、31.8%)、③あまりそう思わない(10人、45.5%)、④全くそう思わない(1人、4.5%)、⑤無回答(1人、4.5%)という結果であった。

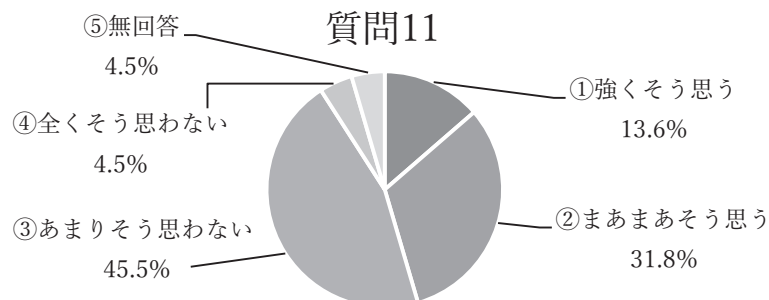
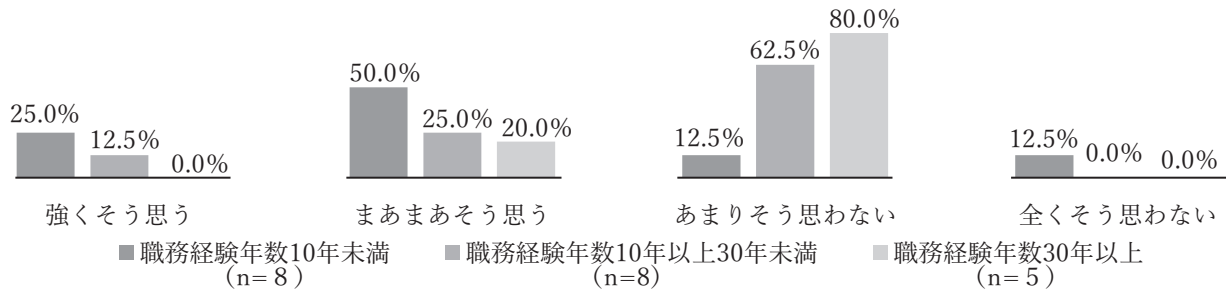


図11-1.児童を対象とした月経痛と鎮痛薬のを関連付けた特別講座の必要性について

職務経験年数により分析した所、次のような結果となった(無回答1人は集計から除外した)。

質問11



職務経験年数10年未満では、強くそう思う（2人、25.0%）、まあまあそう思う（4人、50.0%）、あまりそう思わない（1人、12.5%）、全くそう思わない（1人、12.5%）であった。

職務経験年数10年以上30年未満では、強くそう思う（1人、12.5%）、まあまあそう思う（2人、25.0%）、あまりそう思わないが（5人、62.5%）、全くそう思わないが（0人、0.0%）であった。

職務経験年数30年以上では、強くそう思う（0人、0.0%）、まあまあそう思う（1人、20.0%）、あまりそう思わない（4人、80.0%）、全くそう思わない（0人、0.0%）であった。

（質問12）月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について、指導は誰が担うべきだと思いますか。（複数選択可）

その割合は、①管理職（0人、0.0%）、②学級担任（5人、15.2%）、③保健体育の教科担当教諭（6人、18.2%）、④養護教諭（17人、51.5%）、⑤女性教諭（1人、3.0%）、⑥保護者（2人、6.1%）、⑦医療関係者（1人、3.0%）、⑧無回答（1人、3.0%）であった。

質問12

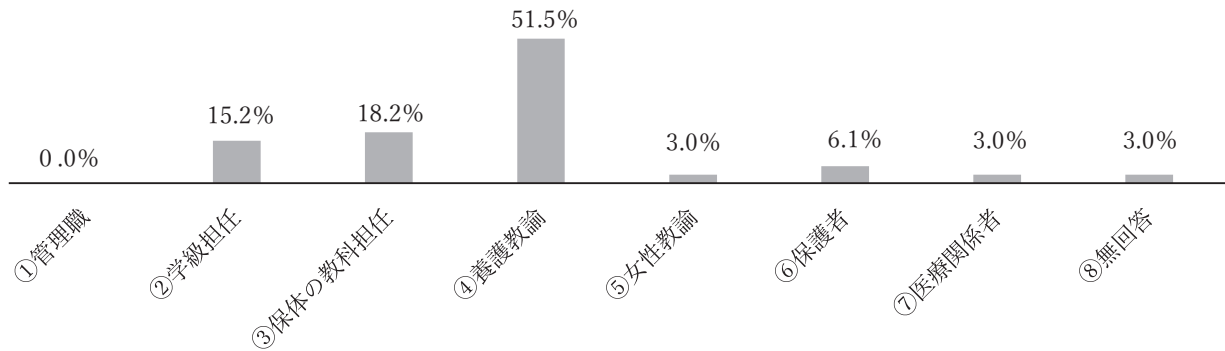


図 12-1.月経痛と鎮痛薬の適正使用教育の指導担当者について（n = 22）

職務経験年数により分析した所、次のような結果となった（無回答1人は集計から除外した）。

質問12

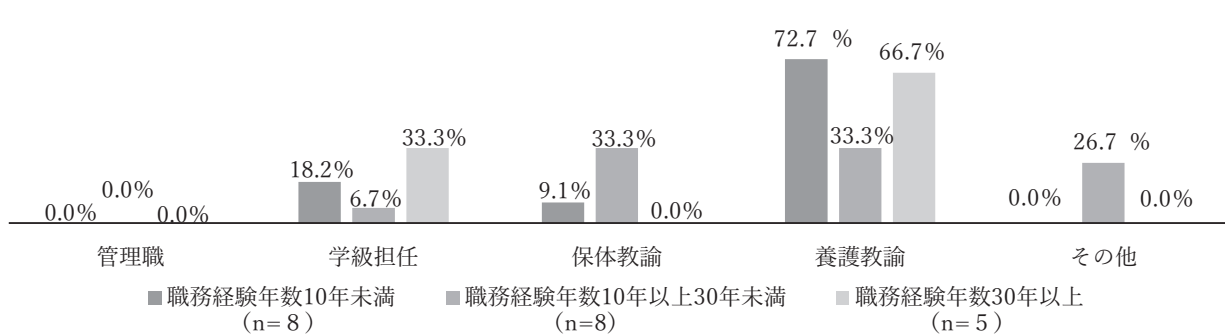


図 12-2.職務経験年数別による月経痛と鎮痛薬の適正使用教育の指導担当者について

職務経験年数10年未満では、管理職（0人、0.0%）、学級担任（2人、18.2%）、保健体育の教科担当教諭（1人、9.1%）、養護教諭が（8人、72.7%）、その他（0人、0.0%）であった。

職務経験年数10年以上30年未満では、管理職（0人、0.0%）、学級担任（1人、6.7%）、保健体育の教科担当教諭（5人、33.3%）、養護教諭（5人、33.3%）、その他（4人、26.7%）であった。なお、その他の分類は女性教諭、保護者、医療関係者であった。

職務経験年数30年以上では、管理職（0人、0.0%）、学級担任（2人、33.3%）、保健体育の教科担当教諭（0人、0.0%）、養護教諭（4人、66.7%）、その他（0人、0.0%）であった。

(質問13) 月経痛と鎮痛薬の適正使用に関する教育について、中学校との連携が必要であると感じますか。

その割合は、①強くそう思う（2人、9.1%）、②まあまあそう思う（8人、36.4%）、③あまりそう思わない（8人、36.4%）、④全くそう思わない（3人、13.6%）、⑤無回答（1人、4.5%）であった。

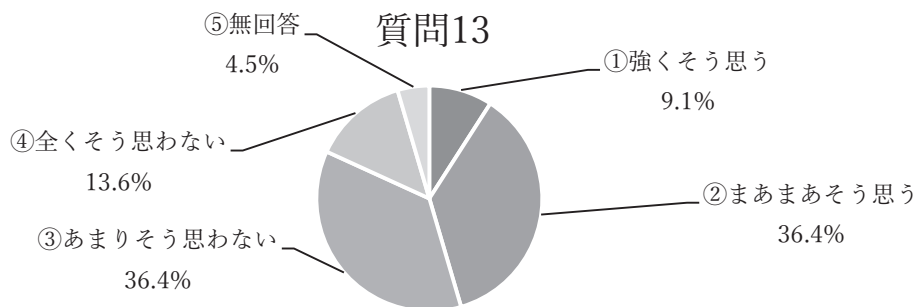


図 13. 中学校との連携の必要性について (n = 22)

(質問14) 月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について、男子児童を対象とした教育の実施が必要であると感じますか。

その割合は、①強くそう思う（2人、9.1%）、②まあまあそう思う（14人、63.6%）、③あまりそう思わない（4人、18.2%）、④全くそう思わない（1人、4.5%）、⑤無回答（1人、4.5%）であった。

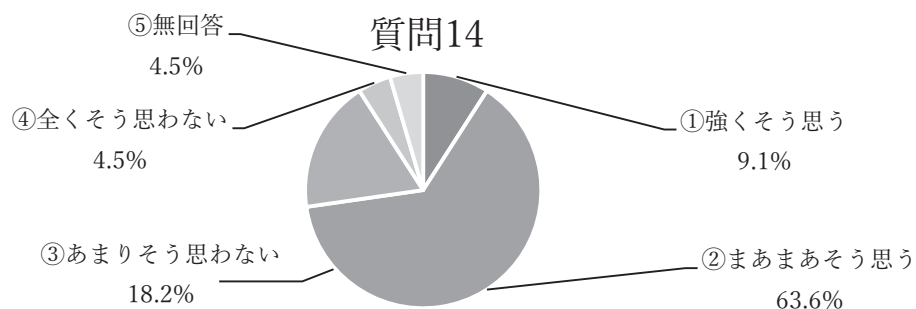
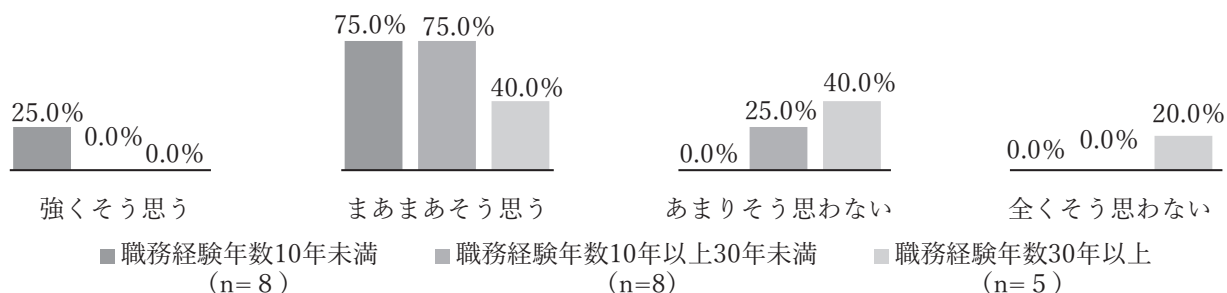


図 14-1. 男子児童を対象とした教育の必要性について (n = 22)

職務経験年数により分析した所、次のような結果となった（無回答1人は集計から除外した）。

質問14



職務経験年数10年未満では、強く思う（2人、25.0%）、まあまあ思う（6人、75.0%）、あまりそう思わない（0人、0.0%）、全くそう思わない（0人、0.0%）であった。

職務経験年数10年以上30年未満では、強く思う（0人、0.0%）、まあまあ思う（6人、75.0%）、あまりそう思わない（2人、25.0%）、全くそう思わない（0人、0.0%）であった。

職務経験年数30年以上では、強く思う（0人、0.0%）、まあまあ思う（2人、40.0%）、あまりそう思わない（2人、40.0%）、全くそう思わない（1人、20.0%）であった。

（質問15）月経痛と鎮痛薬の適正使用教育に関しては、月経痛にこだわることなく頭痛、歯痛、かぜ罹患時の痛み等に使用する鎮痛薬全般（複数鎮痛薬併用を含む）について一体的に取り扱った方が良いと思いますか。

その割合は、①強く思う（2人、9.1%）、②まあまあ思う（12人、54.5%）、③あまりそう思わない（7人、31.8%）、④全くそう思わない（0人、0.0%）、⑤無回答（1人、4.5%）であった。

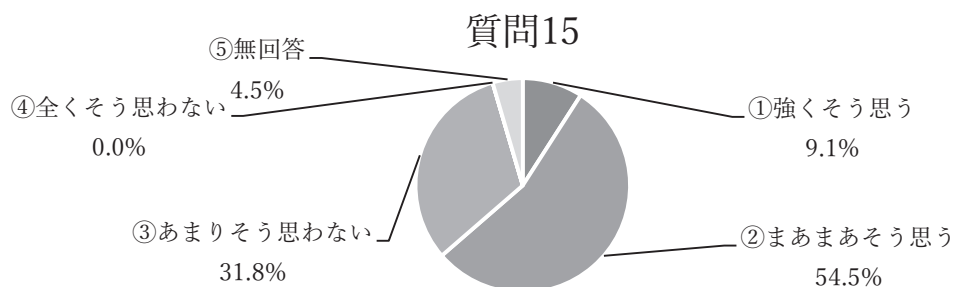


図15.月経痛と鎮痛薬の適正使用教育の内容について（n=22）

（質問16）鎮痛薬は、月経痛での使用に限らず、多様な痛みで使用され非常に身近な存在であるため、児童への適切な助言の観点から、その作用について個人的に詳しく学んでみたいと思いますか。

その割合は、①強く思う（3人、13.6%）、②まあまあ思う（10人、45.5%）、③あまりそう思わない（8人、36.4%）、④全くそう思わない（0人、0.0%）、⑤無回答（1人、4.5%）であった。

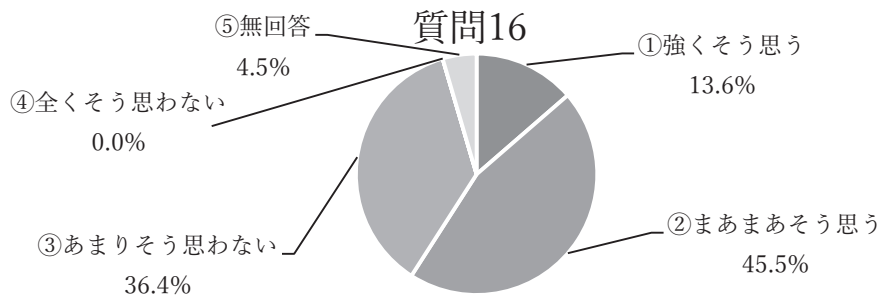


図 16.鎮痛薬に関する個人的な学びについて (n = 22)

(質問17) 鎮痛薬は月経痛での使用に限らず、多様な痛みに使用され非常に身近な存在であるため、児童への適切な助言の観点から、その作用について組織的に義務として学ぶようにする方が良いと思いますか。

その割合は、①強くそう思う (1人、4.5%)、②まあまあそう思う (5人、22.7%)、③あまりそう思わない (13人、59.1%)、全くそう思わない (2人、9.1%)、⑤無回答 (1人、4.5%) であった。

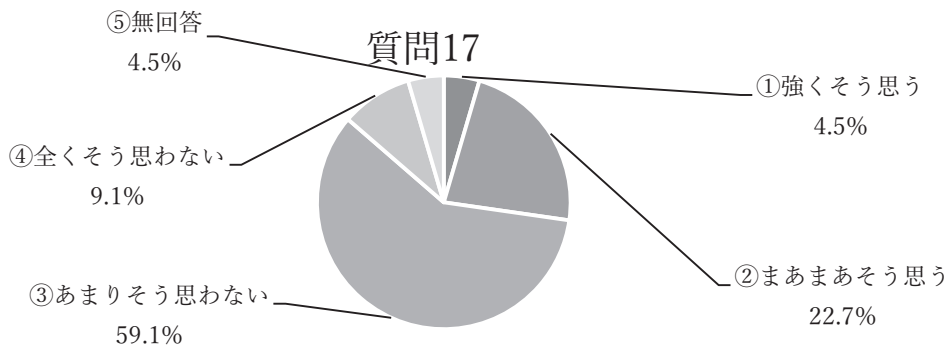


図 17.鎮痛薬に関する組織的な学びについて (n = 22)

(質問18) 医薬品全般に関して、選択の仕方、作用及び使用方法について、興味関心は高い方であると思いますか。

その割合は、①強くそう思う (1人、4.5%)、②まあまあそう思う (11人、50.0%)、③あまりそう思わない (9人、40.9%)、④全くそう思わない (0人、0.0%)、⑤無回答 (1人、4.5%) であった。

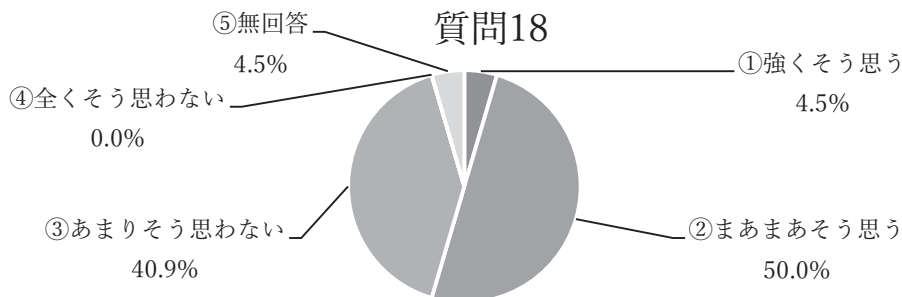


図 18.医薬品に関する興味関心について (n = 22)

(質問19) 児童生徒への月経痛への対応で苦慮されたこと又はお悩みがあれば自由に記述ください。

- ・個人差があるため、児童が月経痛などを訴えてきた場合は、なるべく聞き入れて休ませるような対応をとると思う。
- ・男性のため、きめ細やかな配慮に欠けていると思う。

- ・自分がとてもひどかったため、相談には乗れると思う。
- ・鎮痛薬は適正に使用すれば痛みを我慢するストレスよりも体に良いと医師に言われたことがある。

IV. 考察

1. 女子児童の身体的成長発達の変化について

成長期である中学年から高学年における身体的成長発達¹²⁾、変化への気づきについて、「強くそう思う」が4割、「まあまあそう思う」が6割、すなわち例外なく全教諭がそれを感じ取っていることが分かった。

2. 月経教育の開始時期について

文部科学省の学習指導要領によると、現在の月経教育は小学校第4学年で初経教育を行うこととされている¹⁾が、今回の調査では8割を超える教諭がそれを早いとは感じていない、すなわち適切であると解釈していることが分かった。

しかしながら、学校教育の中での月経教育は初経教育が殆どであり、その後の月経困難症などへの対応の多くは、養護教諭から個々に受ける、もしくは母親の家庭内での対応となる⁸⁾。また、小学校以降では、月経痛の具体的な対処法や自己管理について教わる機会は少なく、セルフケア教育が不足している実態が指摘されている⁴⁾。月経の開始時期、月経についての教育講話を女子児童高学年を対象に改めて特化して行うことについて必要性があると答える教諭の割合は、全体の約8割を超えていた。このことから、月経教育の開始時期が小学校第4学年であることが適切な時期であると考えられるものの、その後、学年が上がるに伴い、継続的に指導する必要性があると感じている教諭が多いことが分かった。さらに、近年では平均的な時期よりも早期に初経を迎える児童も多くなっているという現場の声から、子どもの発達段階に応じて身体的な指導だけでなく、精神面での指導やフォローが必要であると考えられ、現場の児童の成長発達に合わせて初経教育を開始する時期を早めるなどの教育的支援が求められる。

3. 児童が鎮痛薬を使用することについて

月経痛の症状を緩和する手段として鎮痛薬使用の積極推奨の是非を問うたが、意見がほぼ二分した。また、文部科学省における学習指導要領において、中学3年生時に医薬品の基本知識を身につけることが事実上義務付けられているが、これについての改善充実の必要性の有無について今回問うたが、これも意見はほぼ二分した。これは、医薬品の適正使用について、学校子ども達にどう伝えていくかの戸惑いや不安が見え隠れしている状況とも言える。否定的な考え方の要因としては、鎮痛薬を含めた医薬品の使用には副作用を伴うことを気にしたり、鎮痛薬に頼らなくても他の対処の方法を重視する場合などが考えられる。平田らの報告によると、中高生の薬の使用方法についての情報源は親、教諭、友達からが最も多く、特に保護者の影響が強いと推測されている⁹⁾。また、工藤らによると、母親自身が鎮痛薬を使用していない場合、月経痛時に娘が鎮痛薬を使用することに抵抗感があると報告され⁸⁾、梅村らによると、母親の半数が娘が鎮痛薬を使用することに不安を抱いている¹⁰⁾。これらのことから、子どもが強く信頼を寄せる保護者の鎮痛薬の適正使用に関する教育支援は急務であると考えられる。

4. 鎮痛薬使用に関する主たる指導（教諭）について

鎮痛薬の作用についての児童への説明力に関し、主作用では6割、副作用（特に有害作用）に至っては7割の教諭が不安を抱いていることが分かった。

児童への月経痛に絡めた鎮痛薬の適正使用に関する特別講座の開催の必要性については、若手教諭の方が中堅、ベテラン教諭より圧倒的に多く感じていることが分かった。これは、各種メディアなど情報化社会の進展と情報機器の進歩を小さい頃から敏感に感じる環境にある世代であることが影響している可能性がある。

月経痛に絡めた適切な鎮痛薬の指導担当者については、養護教諭が5割を超え、最も高い割合を示した。この理由として養護教諭は、教育現場における月経教育を行うことが多いイメージの強さや、普段保健室で

不調を訴える児童のケアを行うにあたり、教諭の中で最も医療保健の専門的な立場にあることから、月経痛と鎮痛薬使用に関する教育の期待度が高くなっているものと考えられる。

ただし、これを職務経験年数別に分析すると若手教諭とベテラン教諭が7割前後と圧倒的に養護教諭を支持し、中堅教諭は、養護教諭と保健体育教諭を同等（3割程度）支持していることが分かった。その理由として、通常、小学校は教科担任制でないため保健体育の教科担任教諭は存在しないが、今回調査した小学校において、本年度から体育の専任教諭が配属されていることもあり、保健体育分野での期待度が高まっていることが考えられる。また、満田らは子どもが初経教育を教えてほしい相手として母親を挙げている割合が半数以上であった¹¹⁾と指摘しており、月経は女性特有のものでかつ最も身近な母親の存在は大きいことが考えられる。

5. 月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について

文部科学省における学習指導要領では、医薬品に関する指導は小学校にはなく、中学校学習指導要領保健体育編（平成29年告示）解説において「健康な生活と疾病の予防（カ）保健・医療機関や医薬品の有効利用」で取り扱うこととされている⁶⁾。

月経痛と鎮痛薬の適正使用教育について中学校との連携の必要性の有無は意見が二分したが、初経到来の多くは小学校から中学校にかけての思春期に起こることから、月経教育の内容について小中学校間の連携を行い、継続的に指導することが求められる。

男子児童を対象とした教育の実施について、必要であると感じている割合は全体の7割を超え高い割合を示した。男子児童については、近年ネット上に真偽の不確かな情報が出回っていることから性に関する正しい知識の定着、行動への懸念があるため、女子児童だけでなく、男子児童への指導・支援の必要があると考えられる。

また、書面調査の結果を受けての養護教諭からの話では、月経痛よりも頭痛に対する鎮痛薬を使用している児童が多いということから、鎮痛薬の適正使用教育については、月経痛にこだわることなく頭痛、歯痛、風邪罹患時の痛みを使用する鎮痛薬全般についても一体的に取り扱うことがより効果的であることが考えられる。

6. 医薬品に関しての教諭の興味関心について

医薬品に関する教諭個人の学習意欲や関心は比較的高い割合を示したが、それが組織的な義務的学習となると7割近くの教諭が抵抗感を示していた。この矛盾と解釈できる回答の背景には、教諭対象の校内研修といった組織的義務的な学習の機会により、他の業務が圧迫されるということを懸念している可能性がある。

7. 自由記述について

教諭の知識や経験をできるだけ児童に伝えていきたいという意欲が感じられたが、医薬品に関する研修は、一気にまとめてやろうとせず、地域の病院薬剤師、薬局薬店の薬剤師及び登録販売者の協力も仰ぎながら、通常業務の負担にならないように小さく継続的に積み重ねていく工夫が必要である。

V. 総括及び結論

この研究では、児童の月経痛と鎮痛薬の使用に関する教諭の教育への取り組み姿勢や意識を調査することにより、今後の小学校における月経痛と鎮痛薬の適正使用教育の在り方について検討を行った。

その結果、次のようなことが明らかとなった。

1. 児童を対象とした月経痛に対する鎮痛薬の適正使用教育に関して、成長発達には個人差があるものの、できるだけ早い段階での導入が効果的であると考えられる。専門性から養護教諭がリーダーシップを発揮し、地域の専門家、近隣の中学校と連携して継続的な教育を行うことが重要である。
2. 月経痛の対処に対する鎮痛薬の使用についての情報源は、保護者の中でも特に母親の存在が大きいことから、子どもが強く信頼を寄せる保護者への適正な情報提供は必要である。

3. 教諭の医薬品に関する興味関心は高いことから、教諭の知識や経験が児童への相談活動に効果的に生かされるよう学校での取り組みやすい組織的研修の工夫が求められる。
4. 最後に、新型コロナウイルス感染症について本研究で直接触れてはいないが、月経痛緩和のために使用する鎮痛薬は同時に解熱作用を有していることから、その感染症による体温上昇をマスクングされてしまう可能性があるため他の症状も確認の上使用することが大事である。

VI. 謝辞

調査にご協力いただいた小学校関係者各位に甚大な謝意を表す。

VII. 参考文献

- 1) 文部科学省、小学校学習指導要領（平成29年告示）解説体育編、(2018)
- 2) 泉澤真紀、山本八千代、宮城由美子、岸本信子、思春期生徒の月経痛と月経に関する知識の実態と教育的課題、母性衛生、49、2、(2008) pp.347～355
- 3) 蝦名智子、松浦和代、思春期女子における月経の実態と月経教育に関する調査研究、母性衛生、51、1、(2010) pp.111～118
- 4) 戸田まどか、渡邊香織、土田和美、奥村ゆかり、岡田公江、西海ひとみ、高校生における月経随伴症状と月経教育の実態、兵庫母性衛生会誌、18、(2009) pp.38～45
- 5) 白石龍生、山本千裕、女子大学生から見た「性に関する指導」の在り方、大阪教育大学紀要、63、2、(2015) pp.73～80
- 6) 文部科学省、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編、(2018)
- 7) 横田あゆみ、小野里恵、高山明子、谷口真理恵、徳山由貴、川田史宝、月経痛のある女子中高生の対処行動とコントロール感—鎮痛薬使用に焦点を当てて—、日本教育保健学会年報、23、(2016) pp.33～43
- 8) 工藤里香、牛越幸子、母親の月経に対する態度・意識・行動と思春期女子への母親による家庭内月経教育の実態、京都橘大学研究紀要、44、(2017) pp.127～136
- 9) 平田まり、若年女性の月経痛に対する鎮痛薬の使用実態と教育的課題、学校保健研究、53、(2011) pp.3～9
- 10) 梅村保代、杉浦絹子、中学生女子の月経随伴症状と家庭における月経教育の実態、母性衛生、50、(2009) pp.275～283
- 11) 満田タツ江、今村朋代、これからの初経教育を考える、鹿児島女子短期大学、43 (2008) pp.223～236
- 12) 成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター、(2014) pp.4～9
- 13) 鈴木幸子、月経に関する思春期女性の保健行動に影響する因子—母親と娘の関連を中心として—、千葉看会誌、4、2、(1998) pp.22～30
- 14) 高橋佳子、青森中央短期大学研究紀要、26、(2013) pp.59～65

Proper use education of analgesic drug to menstrual pain in an elementary school

Yoshiaki MATSUMOTO^{*1}, Yuki YOSHIDA^{*2}, Michihiro FUJIWARA^{*3}

^{*1}Advanced Course of Childhood Care and Education, Kyushu Women's Junior College

1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

^{*2}Miwa Elementary School

400, Shin-machi, Chikuzen-machi, Asakura-gun, Fukuoka 838-0816, Japan

^{*3}Fukuoka University

19-1, Nanakuma8-chome, Jonan-ku, Fukuoka-shi 814-0180, Japan

Abstract

Menstrual pain in an elementary school and proper use education of a painkiller can think introduction at the stage as early as possible is effective according to the grown-up development.

A special education teacher shows leadership, cooperates with a junior high school of a specialist in an area and vicinage and educates continually from specialty for it as well as a device of the systematic training it's easy to work on which at school is desired of a child so that dissemination of information, teacher's knowledge and experience to the guardian who puts his faith hard may be utilized for consultation activity to a child effectively.

Keywords : menstrual pain, analgesic drug, student, elementary school